

○課税標準の算定期間の中途に事業所等を新設又は廃止した場合の月割計算の取扱い

ア. 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等 [地方税法701の40②(1)] ※(ウ)の場合を除く

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{資産割の課税標準}} \\
 = \\
 \boxed{\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{\boxed{12}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}
 \end{array}$$

イ. 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等 [地方税法701の40②(2)] ※(ウ)の場合を除く

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{資産割の課税標準}} \\
 = \\
 \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{\boxed{12}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}
 \end{array}$$

ウ. 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等で、当該課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等 [地方税法701の40②(3)]

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{資産割の課税標準}} \\
 = \\
 \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{\boxed{12}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}
 \end{array}$$